

科目名	行政法各論		科目分類	<input checked="" type="checkbox"/> 専門科目群 (第1グループ) <input type="checkbox"/> 総合科目群 (第2グループ)
			法律学科	<input type="checkbox"/> 必修 <input checked="" type="checkbox"/> 選択 <input type="checkbox"/> 必修 <input type="checkbox"/> 選択
英文表記	Special Part of Administrative Law		開講年次	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 2年 <input checked="" type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 4年
ふりがな	わたなべ たけし		開講期間	<input checked="" type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 集中
担当者名	渡部 毅		修得単位	4 単位
授業のテーマ	行政作用は法に基づいて行われますが、違法な活動によって国民の権利が損なわれることがあります。この講義では、そうした違法な行政活動を未然に防ぐためにどのような手段が講じられているのか、違法な活動が行われた場合に国民はどのようにして権利回復が得られるのか等のしくみについて学習します。			
授業概要	行政手続、情報公開、行政不服審査、行政訴訟および国家賠償のしくみについて、学説や判例を踏まえて説明します。			
到達目標	行政統制や行政救済と総称される法制度の基本的な枠組みを理解し、説明できる。			
授業時間外の学習	この科目は、技術的な内容も多いため、難解なところもあります。教科書を繰り返し読む。わからないところは図書館で調べる。こうした地道な努力を積むことを厭わずに取り組むことが求められます。			
履修条件	憲法の統治機構、行政法総論、民法の債権各論（とくに、不法行為分野）、民事訴訟法等の知識があれば、より理解しやすいと思われます。それらの科目が未履修の学生は、本講と並行して履修するなり自学するなりの努力をすることが望ましい。自ら進んで学習をするという能動的な学生であることを望みます。			
授業計画				
第1回	ガイダンス 行政統制の諸制度の概要	第17回	その他の行政訴訟 (1) 無効等確認訴訟等	
第2回	行政手続とは？ その意義・目的・しくみの概要	第18回	その他の行政訴訟 (2) 義務付け訴訟 差止訴訟等	
第3回	行政手続法の内容	第19回	行政事件における仮の救済	
第4回	情報公開 (1) 意義・目的	第20回	国家賠償制度の概要・国家賠償法1条の責任	
第5回	情報公開 (2) 制度の概要	第21回	公権力責任の要件 (1) 「公権力の行使」「公務員」	
第6回	行政救済制度の概要 行政不服審査のしくみ (1)	第22回	公権力責任の要件 (2) 「故意・過失」「加害行為」	
第7回	行政不服審査のしくみ (2) 不服申立ての要件	第23回	規制権限不行使による責任	
第8回	行政不服審査のしくみ (3) 不服申立の手続	第24回	国家賠償法1条の法律効果	
第9回	行政訴訟とは？ 訴訟形式の概要	第25回	国家賠償法2条の責任	
第10回	取消訴訟 (1) 訴訟要件	第26回	設置・管理の瑕疵の判断枠組み	
第11回	取消訴訟 (2) 処分性	第27回	水害と国家賠償	
第12回	取消訴訟 (3) 原告適格	第28回	損失補償制度 (1) 損失補償の意義・内容	
第13回	取消訴訟 (4) 訴えの客観的利益	第29回	損失補償制度 (2) 損失補償の程度	
第14回	取消訴訟 (5) 取消訴訟の審理手続	第30回	講義のまとめ	
第15回	取消訴訟 (6) 取消訴訟の判決・判決の効力①	第31回	定期試験	
第16回	取消訴訟 (7) 判決の効力②・事情判決			
テキスト	芝池義一『行政法読本』(第4版)(有斐閣・2016年)			
参考文献・資料	行政法判例百選Ⅱ(第6版)(有斐閣・2012年)			
成績評価の方法	試験の成績(90%)、受講態度(10%)。理由の如何を問わず、3分の1(10回)以上欠席した場合の履修とはなりません(ノースリア大学学則14条)。			
成績評価基準	【平成27年度(2015)以前に入学した学生】 優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下) 【平成28年度(2016)以降入学した学生】 秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下) ※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。			

オフィスアワー	水曜日 9 時～10 時。金曜日 13 時～14 時。
学生へのメッセージ	行政法各論で学ぶ内容は、国民と行政のかかわりあいを考えるうえで重要なものです。また、いずれのテーマも、上級公務員試験の専門科目の行政法分野の出題において、頻出のテーマになります。難しい内容も多くありますが、辛抱強く学習に取り組まれることを期待しています。